
午後 1時30分開会

○議長（大久保真一） 皆さん、こんにちは。

これより平成21年松本広域連合議会2月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は26名でありますので、定足数を超過しております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が6件提出されております。あらかじめ皆さんのお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大久保真一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議長において18番、上條重幸議員、19番、中村寿一議員、20番、栗原定美議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大久保真一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大久保真一） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号から議案第6号

○議長（大久保真一） 日程第3、議案第1号から第6号までの以上6件を一括上程いたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに平成21年松本広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましてはおそろいでご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

まず、昨年末に発覚いたしました当広域連合の職員による関係団体の会計から金員を横領した事件では、関係団体並びに圏域住民の皆様方に多大なご迷惑とご心配をおかけし、深くおわびを申し上げます。

不祥事を起こしました職員及び管理監督の立場にある関係職員につきましては、倫理委員会における慎重な審査を経て、12月17日に厳重に処分いたしました。

また、事件発覚後、直ちに再発防止策を講じるとともに、すべての職員に対し、綱紀粛正と服務規律を遵守するよう通達するとともに、関係団体の適正処理について、周知徹底を図ったところであり、今後職員全員が一丸となって信頼の回復に努めてまいり所存でございます。

さて、昨年、アメリカ合衆国の金融危機に端を発した百年に一度と言われる未曾有の世界的金融・経済危機の中で、国内でも急速に経済情勢が悪化しております。企業が生産や投資を減らし、雇用や賃金を抑制する動きが広がり、個人消費が冷え込むという悪循環のもとで、実体経済はさらに悪化しており、住民の生活にも深刻な影響が懸念されるところでございます。

国では、景気回復を最優先するとして、地方交付税の増額や1兆円の経済緊急対応予備費を盛り込んだ総額88兆円の過去最高となる来年度予算案を国会に提出いたしました。今年度の第1次、第2次補正予算と合わせ、切れ目のない経済対策で対応していくとしています。

こうした厳しい経済情勢のもとで、市町村においても来年度の予算編成に苦慮しているところでありますが、当広域連合でも、引き続き圏域住民の安全・安心を守るため、最少の経費で最大の効果が得られるよう、簡素で効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、当広域連合が当面しております諸課題について、若干申し上げます。

まず、国の広域行政圏施策の見直しについて申し上げます。

国はこれまで都市及び周辺地域を一体とした地域の振興整備を図るため、広域行政圏施策を進めるとともに、ふるさと市町村圏の振興など、広域的な地域振興を推進してきました。

しかし、近年、社会経済構造が変化するとともに、人口の減少と少子高齢化が進行していること、また市町村合併の進展に伴い、広域行政圏内の市町村数が著しく減少した圏域や、当初の枠組みが形骸化し、広域行政機構を有しない圏域がふえるなど、広域行政圏を取り巻く状況が圏域ごとに大きく異なってきたことなどから、従来の広域行政圏施策は当初の役割を終えたものと判断し、平成21年3月31日をもって廃止することを決定いたしました。

国においては、今後は、中心市と周辺市町村が必要に応じ協定に基づき役割分担し、相互に連携する定住自立圏構想を政府を挙げて推進することとしております。

地方自治法に基づく広域連合等、事務の共同処理に係る諸制度は、現状のまま変更はございませんが、今後の広域連携やふるさと市町村圏計画の取り扱いなどについては、圏域を構成する市町村の自主的な協議にゆだねられております。したがって、当広域圏の今後のあり方につきましては、消防の広域化等の諸課題も踏まえ、関係市町村と十分協議を重ね、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、平成20年の火災と救急の状況について申し上げます。

昨年は、火災件数並びに救急出場件数ともに減少した、近年まれに見る特徴的な年となりました。

火災件数は144件で、平成5年から平成19年までの平均火災件数より60件、また最も少なかった平成10年より10件少ない結果となりました。

救急出場件数も、消防局発足以来初の減少となりました。平成5年に約7,400件あった件数が、平成19年には約倍になるまで増加を続けてまいりましたが、平成20年は前年より約200件少ない結果となりました。

主な要因といたしましては、火災では、放火に関する件数が少なかったこと、救急では、軽症者の搬送が減少したことと交通事故にかかわる出場件数が少なかったことなどが挙げられます。

特に、救急件数の減少に関しましては、一時的なものとも考えられますが、救急車をタクシー代わりに利用するといった全国的な社会問題もございますので、詳細にデータの分析を行い、今後の救急活動に生かしてまいりたいと考えております。

次に、危機管理体制の確保について申し上げます。

現在、消防職員数は条例定数を5人下回る数で運営しており、定年等による退職者数については、新規採用で補充しております。

しかしながら、新規採用職員は、採用した初年度の大半を消防学校で研修を受けており、この間、新規採用職員が配属となった署では、実質、欠員の状態が生じます。

今後、団塊の世代と言われる職員が退職を迎え、同一年度に大勢の退職者が出ることから、欠員数が多くなり、各消防署所の自助努力では賄い切れず、消防体制の確保が懸念されます。

そこで、これらの影響を最小限にとどめ、署所の運営に万全を期すため、来年度からの4年間、3人の職員を前倒しして採用し、対処したいと考えております。

これは、一時的に3人の増員となるものではございますが、条例定数の範囲内で対応し、平成25年度の採用者数で調整して、現在の職員数に戻しますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました広域計画の変更1件、条例改正1件、補正予算2件、当初予算2件、計6件の提出議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第1号の広域計画の変更について申し上げます。

この広域計画は、当広域連合が処理する事務について、目標や事務処理の方針を具体的に示すもので、松本広域連合規約とともに、地方自治法で策定が義務づけられ、5年ごとに見直しを行ってきております。

平成15年度に策定いたしました現在の計画が本年度末で5年を経過することから、向こう5年間の計画を今年度に策定するものでございます。

見直しの方針や変更案につきましては、去る11月定例会の際の議員協議会でご協議いただきましたが、今回、冒頭申し上げました国の広域行政圏施策の見直しとの整合を図り、原案の一部を修正して提案申し上げます。

次に、議案第2号の条例改正について申し上げます。

これは、松本市第16次住居表示整備事業の実施に伴い、芳川消防署の管轄区域について、松本広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第3号及び第4号の補正予算について申し上げます。

今回の補正は、平成20年度の事務事業の精算に伴う経費が主な内容でございます。一般会計では、決算見込みによる人件費の精算を初め、勸奨退職者に係る特別負担金の追加、高規格救急車2台の修繕料を追加するほか、燃料単価の大幅な変動に伴い、消防庁舎等の暖房

用の燃料費を減額しております。

補正規模は、一般会計で891万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ46億2,346万円に、また特別会計では、77万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1,748万円とするものでございます。

次に、議案第5号及び第6号の平成21年度当初予算について申し上げます。

一般会計は、予算総額44億2,251万円でございます。財源のほとんどを負担している関係市町村が、厳しい財政状況のもとで行財政改革に取り組んでいることを念頭に置き、住民の皆さんから一層信頼される広域行政を進めるための重点事務事業の推進を基本とし、事業の重点化、国庫補助等の財源の確保、歳出の合理化、効率化に積極的に取り組んだ結果、平成20年度予算に比べ3.6%の減となっております。

新年度の主な事業といたしましては、平成18年度から開始いたしました障害程度区分認定審査で、初年度に認定いたしました約1,000人が更新申請の年度となりますことから、増加する審査件数に対応してまいります。

また、広丘消防署の庁舎改修工事と非常電源設備の整備や、平成28年5月までにデジタルに移行しなければならない消防救急無線について、デジタル化の基本計画を策定するものなどでございます。

また、ふるさと市町村圏事業特別会計では、予算総額は1,532万円で、平成20年度予算に比べ8.3%の減となっております。この主な理由といたしましては、ふるさと市町村圏選定20周年等記念事業に関する経費が減額になったものでございます。

新年度の主な事業といたしまして、松本広域物産展開催事業では、首都圏や中京圏への出展、また広域的健康づくり・スポーツ振興事業では、ゲートボールに代わる新たなスポーツとして、ウォーキングを取り入れた事業を実施するものでございます。

以上、提案申し上げました議案についてご説明いたしましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、来る3月8日、日曜日には、松本広域連合発足10周年、広域消防局発足15周年及びふるさと市町村圏選定20周年の記念式典を開催いたしますので、関係市町村の皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大久保真一） ただいま当局から上程議案に対する説明がありました。

日程第4 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長（大久保真一） 日程第4、松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、2番、池田国昭議員、23番、松澤好哲議員、21番、吉江健太郎議員の以上3名であります。

報告申し上げた順序によって発言を許します。

最初に、2番、池田国昭議員。

○2番（池田国昭） 通告に従って一般質問を行います。

まず最初に、介護度認定新システムについてお伺いをいたします。

この4月から、要介護度認定制度を見直し、新たな認定方式に全面的に移行することが計画をされています。今回の見直しは、一連の認定作業のすべてにわたるものとなっています。この間、関係者からは、現行の認定制度の最大の問題点として、利用者の実際の状況と認定結果との間に大きな乖離が見られる、このことが指摘され、今回の見直しは、そうした認定をめぐるさまざまな問題を前に、改定を迫られた側面もありますが、実際は改善になるどころか、一層矛盾を拡大させるものとなっています。

当広域連合では、いわゆる二次判定にかかわる事務だけではありますが、調査、一次判定に関することも触れながら、この改定に対する見解と今後の対応についてお伺いしたいと思います。

今回の見直しの概要は、まず第1に、認定調査項目及び調査内容の変更、2つ目が、一次判定コンピュータープログラムの変更、そして3つ目に、当広域連合に係る認定審査会による二次判定方法の変更、先ほどの述べたように、すべてにわたるものとなっています。

まず、認定調査項目と調査内容の変更についてですけれども、調査項目を現在の82項目から14項目を削除、精神行動障害や社会生活への適応を問う6項目が追加をされました。削除される14項目の中には、火の不始末とか暴言・暴行とか飲水など、認知症の状態像を判断するに非常に重要な項目や命にかかわる項目が含まれています。

また、削除項目のうちの10項目は、主治医の意見書で代替が可能ということで、削除されているわけですがけれども、主治医の意見書の様式の変更はほとんどなく、認定に重要な情報が伝わらないのではないかという指摘も含めて、そうしたおそれがあります。

また、認定調査員による判断ではなくて、2から4項目の選択肢の中から選択を迫るといふか、選択を徹底することが認定調査員テキスト、マニュアルとされていますが、示され

ています。

この認定調査員テキストというのは、私も見て、これだけの分厚い、ページ数でいうと165ページに及ぶテキストになっております。かなり詳しく、認定調査に当たってはこうするべきだとかいうことも含めて書かれている中身です。

これを見ると、いわば自立を選ぶように誘導をするような内容が幾つか見られるというのがその特徴です。認定調査員の方からは、これを見て、これでは軽度に判定される人がふえてしまうんじゃないか。本人の状況が一次判定の結果や二次判定にきちんと反映されるのか非常に不安だというふうに言われる方もいらっしゃいます。

これは、今後、各地方自治体で改めて問題になろうかと思いますが、2つ目のコンピュータープログラム、一次判定のプログラム変更については、樹形図、要介護度1相当の振り分けですね、それから運動機能の低下していない認知症高齢者などの判定ロジックについて、大きな変更が行われました。

運動機能の低下していない認知症高齢者については、今までは当広域連合にかかわる二次判定、認定審査会において、一次判定で出された要介護状態区分を1または2に重度に変更する方式がとられました。今回の見直しでは、二次判定による判断ではなくて、一次判定、コンピューターの段階に組み込むという方式になりました。

また、要介護度1相当の要支援2または要介護1への振り分けについても、二次判定で行われていたものが、一次判定に組み込まれるということになりました。

いずれも、いわば機械的にできるだけコンピューター内で処理すると、そういう方式に改めるということになりました。

そして、3つ目の二次判定、当広域連合に関係する二次判定の変更については、今までは、検討資料などで示される状態像に基づき、二次判定で必要な変更が行われる内容でしたが、新たな方式では、状態像ではなく、コンピューターが算出する基準時間で推計される介護の手間を判断材料の基本に置くというふうになっています。

そして、認定審査会が一次判定結果を認められる理由については、統計的推計になじまない部分について、特記事項または主治医意見書に記載されている事柄を根拠に、変更を認めることができる、いわば限定的になってしまったということです。

さらに、重度、軽度変更の指標となる資料、中間評価項目得点表のレーダーチャート、日常生活自立度の組み合わせによる介護度の分布資料など、全国的に蓄積されたデータに基づく統計資料が介護認定審査会の資料から除外される、削除される。二次判定において、一次

判定の結果の妥当性を判断する材料が大幅に削られているというのが特徴です。

介護認定審査会において、一次判定結果の妥当性について検討する材料が著しく制限され、状態像と乖離のある場合に、適切な判断、救済ができない可能性がある、こういうことを指摘する方は少なくありません。

介護認定審査会は、介護認定審査資料をもとに、適切な判断結果を導き出すよう検討を行いますが、新たな方式では、その検討材料となる資料の中から、状態像を判断し得る項目が大幅に削減されるため、コンピューター判断によって算出、推計される介護の手間、要介護認定基準時間のみだけの機械的な判断を強制されるということになりかねないということです。

このように幾つか問題点に触れましたが、こうした見直しは何をもたらすか。第1に、これまで以上に懸念されていた状態と実際の認定度、その乖離が拡大するのではないか。別な言葉で言えば、軽度化判定化するのではないかという点です。軽く見られるということですね。

実際に厚労省がことし1月に新たに公表した資料、これは昨年の秋に実施した第二次モデル事業の結果ですけれども、それによれば、二次判定によって全体の2割が軽度に判定されるという結果が数字も含めて出ています。要介護度1では18.7%、これが軽度に判定されていると。全員予防給付に移されることになる。要介護度1から軽度といえ、もうそれしかないですよ。要支援では、3.8%が軽度に判定されることで、非該当となり、介護保険サービスの対象からも外されてしまうということになります。最も重度である要介護度5では、18.7%が軽度に判定される。要は、要介護度4以下になってしまうということです。

厚労省は、新たな方式に移行しても、統計上の差異は生じない、このように説明をしましたが、今回の認定制度の見直しで、利用者の介護や生活に多大な影響、そして事業者にも、これは福祉施設の事業者にも大きな影響を及ぼすことは明らかです。今回の要介護度認定制度の見直しの本質は、ずばり認定の軽度化であり、そして介護給付費の抑制にあるというふうにしても過言ではないと思います。

今回の見直しは、今申し上げたとおり、現状の制度矛盾をさらに広げることになりかねない、そういう点でお聞きしたいと思います。

幾つか指摘をしましたが、今度の見直しに関して、広域連合としてはどのように、特に二次判定を行うという責任との関係も含めて、考えているか見解と、今後の対応についてお聞きをしたいと思います。

既に、この実施が4月1日からですけれども、実施の凍結を求める団体の動きもあります。当広域連合としては、そうした団体の動きとの関係も含めてどうするのか、この点をお聞きして、1回目の質問といたします。

なお、通告してある2、消防行政について、県下の消防広域化については、2回目以降で質問というか、要望を述べていきたいと思えます。

以上です。

○議長（大久保真一） 菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 池田議員の介護度認定新システムに関するご質問にお答えいたします。

介護保険制度につきましては、これまで厚生労働省により3年ごとに見直されてきており、今回の見直しは、介護を取り巻く状況が大きく変化してきていることから、現在の介護の状況に合わせるために実施され、平成21年4月、ことしの4月から施行されるものでございます。

特に、今回大幅に改正される一次判定ソフトにつきましては、現行のソフトは、平成13年度に実施された実態調査のデータをもとにして作成されたものであり、今回の改正ソフトは、平成18年度の実態調査に基づく最新のデータで現行制度を見直し、現状をより反映させたものと認識しております。

一次判定ソフトの改正に当たりましては、昨年、厚生労働省により、制度改正を前提にして、全国で試行的に実施されたモデル事業を通じて調査が行われ、3万770人分のデータが集められました。

このデータによりまして、今回のモデル事業においては、議員ご指摘の介護度認定に関する軽度化傾向は、全体を通してみれば、特に見受けられなかったものと理解しております。

また、今回の制度改正においては、介護認定の根幹のシステムは今までと何ら変わりがなく、今後も関係市町村の認定調査に基づく一次判定結果を、当広域連合が所管している介護認定審査会での二次判定において、認定調査員による特記事項や、また主治医の意見書の具体的な記載を参考にして、介護の手間の大小を委員の合議により客観的に判断し、最終的な判定を行っていくこととなります。

ただし、今回の制度改正で認定調査の位置づけがより重要視されてきておりますので、関係市町村が行っている認定調査の精度の向上につきまして、今後、各市町村の認定調査員の努力や資質向上に期待するところであります。

いずれにいたしましても、当広域連合が所管している介護認定審査会におきましては、これまでどおり国の基準にのっとり適切で適正な二次判定を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（大久保真一） 池田議員。

○2番（池田国昭） 質問に対する答弁は、特に私も質問の中では軽度化との関係について、いわば絞ってお聞きしたんですけれども、それに対する答弁は、全体としては、軽度化傾向というのは特に見受けられなかったということと同時に、当広域連合の認定審査の関係の役割が非常に重要になるという、絞ればその2つだというふうに思うんですが、私は、なぜそういう見解になるのか。全体として軽度化傾向は特に見られなかったというその根拠をそれならば示していただきたい。これを2回目の質問といたします。

それから、二次判定の前の一次判定というか、調査活動の中で、先ほども指摘をしましたが、具体的なことをちょっと時間の範囲でご紹介をしたいと思います。

先ほど、1回目の質問の中で私がこういうふうに言ったのは、選択を徹底すると、判断ではなくて、認定調査員による判断ではなくて、選択を徹底し、自立を選ぶよう誘導する内容が幾つか見られるということを申し上げました。

先ほどちょっと紹介したこの厚い調査員テキストに、例えば寝返りというところにこういう記載があります。今までだと、だれかにベッド柵を持たせてもらえば、ベッド柵につかまって自力で寝返りをすることができるというケースの場合、「できない」というふうに丸をつけたケースが多かったもので、それはできないというふうにしてはならない。「何かにつかまればできる」というふうを選択せよというふうに、そこまで言い切っていないと言えればそれまでですけれども、そういうふうはかなり詳しくマニュアル化されているんです。実際にその場にですね、では柵をつかまらせる方がいない場合はどうなるかということだと思うんですね。

ただ、私も全部これ、読み下してないんで、恐らくそういうのは他の方で、介護の手間でカウントされるから大丈夫だというような趣旨で、今回、かなり大々的な変更がされたと思うんですが、例えばそういうことがある。

もう一個紹介しますが、これは、ここで言うと80ページに、食事摂取、食事ができるかどうかということの場合にかかわって、中心静脈栄養のみで、経口での食事は全くっていないという場合に、「全介助」と書いてはだめだよと。それは、確かになぜかということを書いてあります。経口摂取が禁じられており、だから経口摂取を全く行ってい

ない場合は、介助自体が発生していないから、自立でいいと。それは、言われればそのとおりかもしれませんが、実際にそういうことで、その部分だけ切り取ればそうかもしれませんが、そういうことで本当に介護ができるかどうかですね。

ほかにも、見れば幾つか、本当に異なった選択が生じやすいところについては、誤った選択をしてはいけませんよという意味ですね、このマニュアルは。こういうふうになんか具体的にあるわけですが、これらの一次判定の傾向も含めて、先ほど申し上げたような流れの中で、最終的な二次判定でもいろいろな制約が加えられてきていることも踏まえての答弁なのかどうかということをお聞きをしたいと思います。

それから、消防行政のことについてちょっと、実は通告をしたわけですが、残念ながら、前回11月の議会で、私はでき得るならばというか、くれぐれもとは言いませんでしたが、当2月議会の前に中南信消防広域化協議会が開催されるようにというふうをお願いしてきたという言い方は変なんですけど、それを踏まえて、2月議会で議論をしたいというふうに申し上げましたが、残念ながら、今日の後だということなものですから、到達点等々、具体的な議論ができないということなんですけど、ただ、この間の中でも、この県下の中でどういう動きがあるか。首長の方がどういう発言をしているかということについて、ちょっとご紹介をしたいと思います。

第1番目は、長野市の例です。私も見て、びっくりしたんですが、長野市はここまで、長野市自身のホームページの中で、消防広域化に対する長野市の考えというメッセージを出しています。それで、長野県の示す2つの地域は、余りにも範囲が広過ぎると。神奈川県は2倍以上だと。また、国が示している管轄人口30万規模を目標としていることを踏まえると、東北信地域ではなく、北信地域での消防本部体制が望ましいと考えるというふうにはっきりホームページ上で、PDFも含めて紹介をしているわけですね。

それから、もう一つ、これもぜひともご紹介したいのは、2つの案の私たちの松本広域が加わる南のほうの部分ですけど、12月議会にある市ですけど、特定してもいいんですけど、すぐわかることですけど、市の定例議会でこういうやりとりがあったそうです。

まず、その市長に対して、消防広域化推進計画については、市長として、この2本部案がよいと考えているのかどうかという質問をずばりやっているんですよ。それに対して市長が何と答えたか。まず、私は4ブロックがいいだろうということを常々言ってきたと。今後、十分時間をかけて、焦らずにこの問題について取り組んでいきたいというふうに考えるということが一つと、もう一つは、前回の11月のこの定例会でも紹介されたこととも関連します

が、県が示した検討案の中の組織の中になかった例の広域連合長、組合長会議というのがございますよね。これについて、正式にこの組織をつくったと。これは一種の、一つの牽制と申しますか、そういう組織を立ち上げてということでございますというところまで首長さんが発言をしているんです。

そんなに慌てるなという趣旨のことが、行け行けどんどんではないというのは、11月のこの本会議でも答弁の中であったんですけども、それを裏づけるものとしてご紹介をしたいのと同時に、もう一つ、実は県との関係でどうだったかという経過で、興味深い、これは市長ではなくて、副市長の答弁なんですけれども、県がいわば1つにするか、2つにするか、4つにするかといういろいろなことを出してきた中で、その出て行っている副市長さんとしては、その自治体を代表して出て行っている副市長さんとしては、ずっと私は4ブロック案を主張してきたと。しかし、私の意見に賛同していただける委員さんはほとんどなかったと、残念ながらね。ほとんどの委員さんは、県下2つのブロックを主張したと。あるいは、危機管理局が事務局であったわけですが、この職員の皆さんも、やはり2つのブロックのほうが妥当ではないか等々のことから、最終的に県下を2つのブロックにしていくという結果になったという経過も話しているんですよ。そういう意見があったにもかかわらず、ここから先は禁句かもしれませんが、あったにもかかわらず、2案でいわば進められてきているというふうにもとれる発言が議会でやられています。

これは、今後もこの問題は議会として、各地方自治体で決める問題でも非常に重要な問題だということまで指摘をされているんですが、長野市とか、それから今ご紹介をした南のほうの大きな市ですね、こういう議論も踏まえて、改めてこの問題は私は、きょうも提案されておりますけれども、広域計画の中に「慎重に」という言葉が入っているんで、「慎重に対応していきます」というふうに入っているんで、安心をしたというわけではありませんけれども、私は何より大事な問題として、これをやっていくに当たって大事なものは、もともと本来、消防の事務というのは、市町村が責任を持ってやると。それに対して、国がちゃんと支援するということをせずして、いわばお互いの互助の精神という美辞麗句という言葉を使っていいかわかりませんが、それに基づいて、もう国は責任を放棄し、お互いさまの横の関係でちゃんとやれよというような形でやろうとする、こういういわば合併行政にも通ずるようなこのやり方そのものがやはり問われているというふうに思うんです。

私は、4つの案でいいというふうにはこの段階で私は言うつもりはありませんけれども、いずれにしても、地方に重要な消防にかかわる、命にかかわる問題を地方になすりつけて、

しわ寄せするようなやり方だけは認めてはならない。本当の意味で、圏域住民の皆さんの財産や命や安全を守る、そういうことの立場で、前回にも申し上げましたが、今みたいな経過がある中で、本当の意味で慎重に取り組んでいただきたいということを要望しますが、もしこれについて、質問という形で言ってないんで、もし答弁がございましたら、それをお願いして、2回目の質問といたします。

○議長（大久保真一） 水上事務局長。

○事務局長（水上 明） お答えをいたします。

池田議員の介護度認定新システムについて、新しい制度に軽度化傾向が見られるというご指摘についてでございますが、一次判定及び二次判定を経た最終の判断結果であります厚生労働省の現行制度とモデル事業の二次判定による介護状態区分の出現状況によります出現率では、例えば要支援2においては、現行制度の20.6%がモデル事業では17.2%で、出現率が減少し、要介護1におきましては、現行制度の19.5%がモデル事業では21.0%で、出現率が増加しております。また要介護2におきましては、現行制度の14.4%がモデル事業では14.3%と、ほとんど差がないといった状況で、著しい軽度化傾向は見受けられなかったものでございます。

出現状況に多少の差異がございますのは、今回のモデル事業は、平成18年度の実態調査による現状を反映したものでありまして、現行制度は、平成13年度の実態調査の結果をもとにしたものであることによるものです。

また、判定される要介護度は、一概に軽度が悪く、重度がよいといったものではなく、対象者にとって適切なものであることが最も重要なことであると思っておりますので、仮に今回の制度改正による見直し後の要介護認定で、従来より軽度に判定されたとしても、その結果は、現在の介護の状況をよりの確に反映したものであると考えます。

次に、今回の制度改正で、認定調査員テキストにあります調査項目の定義が厳格化されたのは、認定調査員による調査のばらつきを解消し、一次判定で提示される状態像の標準化を図ることを目的としたものでありまして、重度、軽度、変更率の地域間格差も、これによって解消の方向に向かうものと思われまます。

また、介護認定審査は、申請者の病状や疾患の重さを診断するものではなく、介護の手間を審査し、要介護状態区分を判断するものでありますので、今回の制度改正による認定調査項目の定義の厳格化は、現状の介護の手間を正確に把握するために整理されたものであると考えています。

以上でございます。

○議長（大久保真一） 池田国昭議員。

○2番（池田国昭） すみません。消防の方は申しわけないです。時間がない。

今、最後に一言だけ指摘したいのは、今、軽度になるかどうかという問題での見方には、数字の違いがあるので、ちょっとそれは後で指摘するとして、仮に軽度に判定されたとしても、その結果は、介護の状況をよりの確に反映したものであると考えられるという答弁が丸々そのまま政府の質問趣意書に対する答弁で出てきて、びっくりしました。今後、これをこの立場で私もまた議論をしていきたい。

○議長（大久保真一） 池田議員、時間です。

○2番（池田国昭） 残念です、非常に。

以上です。

○議長（大久保真一） 以上で池田国昭議員の質問は終結いたします。

次に、23番、松澤好哲議員。

○23番（松澤好哲） 23番、松澤でございます。

2009年の2月定例会で一般質問をさせていただきます。

3点についてお聞きをするわけでありまして。1つは、広域でのインフルエンザ、新型インフルエンザ対策についてです。2番目は、火災発生と火災報知器の設置についてであります。3番目は、救急搬送の実態と救急体制についてでございます。

以下、具体的にお聞きをします。総論というよりか、具体的にお聞きしますので、お答えいただければありがたいというぐあいに思います。

1つ目の地域での新型インフルエンザ対策、これは新型インフルエンザ、鳥インフルエンザということで、実際にはパンデミックになるのではないかとということで、マスコミ初めとして、大きな、日本だけじゃないんですが、問題になっているわけでありまして。そこで、大流行に備えて、課題と対策、特に広域消防としてのインフルエンザへの課題と対応をお聞きします。

2番目は、ワクチンや治療薬タミフルなどの備蓄状況がどうなっているのか、松本地域での備蓄されているのは何人ぐらい対応できるようになっているのか、1番目に聞きます。

2番目は、広域消防の緊急体制についてでございます。

広域消防の役割は大きいと考えますし、救急体制の準備はこういうのでできているのかどうか。また、消防と医療機関、消防と市町村それぞれの連携が整っているのかどうかお

聞きします。

3番目は、職員感染を防ぐ対策です。どちらにしても、その中に職員が入っていくわけがありますので、職員の感染、緊急業務に大きな支障になるわけであります。まずは、職員への感染を防ぐことが救急体制を維持するので基本と考えますが、これに対する対策はどうなっているのかお聞きするわけであります。

この項目の4番目は、各自治体との協力体制でございます。もちろん自治体を中心になっていくわけでありますけれども、市町村との関係、団体との協力関係、こういう体制をつくるのが極めて広域的に重要だと思うんですが、この取り組みについてお聞きするわけであります。

2番目の火災発生と火災報知器の設置についてでございます。

普及対策、1つはですね。広域消防局は、警報器の普及のため、どのような対策を具体的にとられているのかお聞きするわけです。また、各市町村はどのような対応をされているのか、市町村別の普及率、設置率を教えてもらえばありがたいと思うわけですし、安曇野市ではこの議会の上限5,000円までというぐあいに具体的になりましたので、そういうぐあいに状況をお聞きしていくわけであります。

それから、設置がなかなか進まないというぐあいにお聞きしておりますので、その原因は何なのかをお聞きしておきます。

この項目の2番目は、75歳以上のお年寄りの家庭や子供のいる家庭への対策は、ここが具体的に求められるわけであります。お年寄りの家庭や小さな子供に対する家庭への設置は、火災予防や人命を守る上で非常に重要であります。どのような対策がとられるかお聞きするわけであります。

3番目は、ここでも各自治体との協力関係、あるいは地域消防との関係でございます。市町村によっては、市町村が警報器を用意したり、あるいは地域要望で家庭に設置する取り組みに協力したりしているところがあります。広域連合が市町村に設置促進を働きかけ、市町村との協力体制をつくり、また普及を進めてもらうわけですが、そこについてお聞きします。

3番目でございます。救急搬送の実態と救急体制についてお聞きするわけであります。

実は、安曇野市ではこども病院があるわけでありますが、こども病院への救急搬送の状況についてお聞きしておくわけであります。これは、安曇野市にあるというより、もう県のこども病院ですし、県だけではなく、他地域からもあるわけであります。

2番目は、救急搬送の状況でございます。先ほど一部あったかもしれませんが、報告につ

いてですね。この中で、救急搬送者、重度、中程度、軽度とあるわけですが、新聞報道によりまして、この割合は極めて大きいわけであります。この新聞報道では、1万4,474件というわけですが、軽度の場合は6,996件、前年比は268名減っているわけですが、大きな比重を占めています。こういうことによって、軽度の問題が実際に支障を来していないかどうか。この地域ではないという新聞報道ですが、全国的にはこの問題が大きな問題であろうというぐあいには思います。そういう意味では、この対策が必要だろう。これは行政指導もありますけれども、各人の対応策もあります。

それと、もう一つは、ドクターカーの運行状況をお聞きするわけであります。ドクターカーの出動で救命率が上がるということは当然なわけでありますが、ここではもうちょっと突っ込んで具体的にお聞きします。

豊科消防署と安曇野赤十字病院ですね、この連携でドクターカーを運行することによって、安曇野以北の救命率の向上になるのではないかと。今の相澤、信大体制から、できるだけそういう体制ができればありがたい。豊科消防署の真ん前に安曇野赤十字病院があるわけですので、通報があれば、そこから対応すれば速くなる。私もこの間、具体的な現場に対応したことがあります。そういう意味では、ドクターカーの必要性というのはますます増してくるんじゃないか。これをお聞きします。

3番目の3でございますけれども、軽度の搬送への対応でございますね。先ほどちょっと申し上げましたけれども、この救急搬送の問題について、この対応をして、消防職員の医療機関との対応が非常に重要になってきますし、今、市町村との対応、医療機関との対応をですね、この点で、軽度の搬送ですね、もう一回繰り返しますけれども、どう考えられているのかという点があります。

夜間救急センター、松本も安曇野も大北もそうですが、できることによって、大きな病院の軽減になっているわけです。しかし、軽度の患者の先ほど言いました救急搬送が、全体の中で大きな役割を占めてくるんじゃないか。あるいは、そのことを改善することによって、もっとこの問題が解決されるというぐあいには私は思うわけです。そういう意味で、病院と医療機関、あるいは家庭に対する啓蒙活動というのが非常に重要だと思いますので、この点についての考えと対応策をお聞きするわけであります。

演壇からは大きな3目でお聞きをしておきます。

○議長（大久保真一） 原消防局長。

○消防局長（原 昭佳） それでは、松澤議員の最初の新型インフルエンザ対策のご質問につ

きまして、一括でお答えをいたします。

新型インフルエンザへの課題と対応についてでございますが、新型インフルエンザが発生した場合、救急需要が著しく増大することが予想され、また消防職員にも感染のおそれがありますので、その需要増大に対し、平常時より少ない人員体制で対応を迫られることが予想されております。

これらの課題を踏まえまして、広域消防の救急体制につきましては、今後、国・県の助言を得ながら、新型インフルエンザ発生時における救急搬送体制や消防救急業務の機能を維持するため、業務継続計画の策定など、所要の対策を講じてまいります。

職員への感染防止につきましては、救急搬送時の隊員への感染防止や他の傷病者への感染防止策といたしまして、現在、感染防護衣などの備蓄を進めており、来年度も予算に計上をお願いをしているところでございます。また、国からも、本年度内に全国の消防本部へ感染防止資機材を無償で配付されることとなっております。

次に、対応ワクチンにつきましては、現在、厚生労働省におきまして、プレパンデミックワクチンの備蓄を進めるとともに、パンデミックワクチンの製造体制の強化等を図っているところであります。

その中で、医療従事者や救急隊員など、新型インフルエンザ発生時、即座に第一線で対応する職種につきましては、当該ワクチンの摂取を先行的に行うことが必要であると位置づけがされているものとお聞きをしております。

なお、ワクチンや治療薬の備蓄状況でございますが、プレパンデミックワクチンは、国において約2,000万人分、また抗インフルエンザウイルス薬のタミフルにつきましては、国において20年度までに2,380万人分、長野県においても、20年度までに18万2,000人分、21年度以降22万8,000人分を備蓄予定であるとお聞きをしております。

また、関係機関との連携及び現在の取り組みでございますが、新型インフルエンザの対策につきましては、県が主体となり、各市町村が取り組んでいくことが必要であります。松本市では、信大、医師会が連携して、新型インフルエンザ対策行動マニュアルを今年度中に策定するとお聞きをしております。

また、松本広域圏内には、松本保健所など県の機関と消防で構成される新型インフルエンザ対策松本地域連絡会や、市町村、医師会、消防機関により構成されております松本広域圏救急災害医療協議会が設置されておりますので、今後もより一層連携を強化しながら、対応してまいりたいと考えております。

2点目のご質問、住宅用火災警報器の設置について、一括答弁をさせていただきます。

住宅用火災警報器の普及対策や各市町村の対応及び高齢世帯や小さな子供がいる家庭への設置促進対策についてでございますが、既存住宅の設置期限がことしの6月1日となっておりますことから、消防局では、管内の各消防署、出張所の職員が計画的に戸別訪問を実施し、チラシの配布や各地域で行われる消防訓練、イベントなど、あらゆる機会をとらえ、すべての住民の皆様には住宅用火災警報器の必要性を周知し、設置促進についての理解をお願いをしているところでございます。

また、管内市町村の取り組みとしては、住宅用火災警報器を公費により購入し、全戸配布しているところと、日常生活用品等で給付事業の対象として、障害者のいるご家庭や単身高齢者世帯などに給付しているところがあるとお聞きをしております。

次に、設置率でございますが、圏域内で行われた催し物会場などでアンケートをとったところ、約43%の設置率となりましたが、サンプル数が余りにも少ないため、正確な設置率を把握することは困難な状況でございます。そのため、今後、何らかの方法により正確な設置状況について調査をしてまいりたいと考えております。

また、市町村との協力体制につきましては、今後も管内市町村や、さらには関係団体等にも協力をお願いし、設置促進に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

次に、救急搬送の実態と救急体制についてお答えをいたします。

県立こども病院への搬送状況でございますが、平成20年の救急搬送者は194人で、前年に比べまして13人、7%の増でございます。また、18年対比では、56人、41%の増となっております。搬送者の内訳は、急病が100人、転院搬送が76人、一般負傷が15人、交通事故が3人となっております。年齢別では、18歳未満が145人で75%、成人が49人で25%となっております。

次に、平成20年の救急搬送者の傷病程度につきましては、救急出場件数は1万4,474件で、搬送人員は1万4,001人となっております。搬送者の程度別につきましては、死亡が189人で1.3%、重症が1,007人で7.2%、中等症が5,806人で41.5%、そして軽症につきましては6,986人で49.9%となっております。

ドクターカーの運用でございますが、本郷消防署の救急車をドクターカーと兼用しまして、信州大営医学部附属病院と相澤病院の医師に搭乗をしていただき、全圏域内で発生した重篤な傷病者を対象として運用をしておりますので、現在の体制で十分であると考えますので、松本広域連合として、豊科消防署にドクターカーを導入することは考えておりません。

次に、救急車の適正利用につきましては、不適切な利用者や入院を必要としない軽症者の搬送の増加は、真に救急車を必要とする傷病者への対応のおくれ、救命に影響が出るのが心配をされており、全国的な課題にもなっております。

当消防局管内では、そのような事象は少ない状況でございます。しかし、軽症者や病院間の搬送が多いことから、救急車の適正利用について、街頭広報や各市町村の広報紙、救急講習会などでお願いをしております。

また、昨年10月には、松本広域圏救急災害医療協議会を通じ、松本市、塩筑、安曇野市の各医師会長から会員に適正利用の徹底をお願いをさせていただいたところでございます。

今後も、あらゆる機会をとらえ、広報活動等を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（大久保真一） 松澤議員。

○23番（松澤好哲） 松澤です。

ありがとうございました。

幾つかお聞きをしてみたいと思うんです。

1つは、インフルエンザ対策でございますけれども、1番のところでございます。

全国と県の状況はわかりました。どちらにしても、国の指導で備蓄していくわけでありませうけれども、この松本広域圏では、実態としてどのくらいの備蓄がされているのか、何%ぐらいの状況になっているのか、わかる範囲でお聞きするわけであります。

これは、県と自治体との対応も当然あるわけではありますが、松本広域圏救急災害医療協議会という点では、この消防もここに入っているわけでありませうし、それで重要な役割をしているんだというぐあいに思います。まず1点、ここをお聞きしておきます。

それから、火災報知器の点につきましては、お聞きしました。今、34%ぐらいだと、現地調査ではですね。しかし、この問題は、逆に言えば、各自治体との関係が密にされればされるほど、実態が明らかになるだろうと思います。

同時に、今度の新年度予算議会では、それぞれの自治体が対応策をしているわけでありませう。ということは、それだけの緊急性と状況があります。しかし、制度上の期限が迫っているにもかかわらず、なかなか普及しない。こういう点では、この広域として、市町村との連携を今後どうしていくのか。実態調査ぐらいは明らかにして、聞けば分かる状況じゃないか、そういうぐあいに思いますので、これについてお聞きするわけであります。

それから、3番目のご質問をするわけでありませけれども、今のドクターカーの場合は、信大と相澤で広域消防としては、あるいは広域としては、この体制で十分だというお話がありましたけれども、この根拠をお聞きしたいと思うわけです。

実際にそういう状況は、この信大と相澤だけで賄えているか。件数の問題は、40数件から60件の間だと思いますけれども、年間。これは私も対応しました。もしここでお医者さんがいたら違ったろうになど。その方は6時間もったわけでありませますが、心臓マッサージ等によりませたです。つくづく私も現場に駆けつけて思いました。これは正月明けでござませ。

そういうことからいませして、この松本といませても、ここでは賄えても、北のほうはなかなか大変だというぐあいに思っんです。実態として、ドクターカーが日赤と豊科消防署の関係でできるならば、前からすぐなっんですよ。安曇野赤十字病院は豊科消防署のすぐ前です。電話通報して、そこでお医者さんに乗せていけば対応できる。必ずしも24時間消防署に勤務しなくてもいいわけなっんです。これについて、現在の体制で十分であるといっんことなっんです。本当に十分なのかどうなのか、この点について、まず3点をお聞きするわけでありませ。

○議長（大久保真一） 原消防局長。

○消防局長（原 昭佳） それでは、2回目の松澤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、1つ目のインフルエンザのワクチンの備蓄量、それから感染防止の対応、こういっことでござませますが、まず感染防止でござませますが、当消防局でこの年度末までに準備ができるといっものにつきませしては、感染防護衣が1,200セットでござませ。あとは、ゴーグルですとか消毒液、こういっことがござませますが、防護衣につきませしては、救急隊が1隊3名といっことは、現状としては、おおむね救急事例として400回分に当たる、こういっことでござませ。

それから、ワクチンにつきませしては、私どもの所管外でござませして、それぞれがどのように備蓄をしているか、現在、把握をしていない状況でござませ。

それから、2点目の火災報知器の設置率に関するご質問でござませますが、現在、先ほど答弁もさせていただきますが、私どもとしても、今後あらゆる機会をとらえて、その設置率の把握に努めてまいりたい、このように思っております。

その手段としては、関係市町村、そして関係団体ともご協力をいただきながら、把握に努めてまいりたいと、このように考えているところだござませ。

それから、3点目のドクターカーの体制が現状で万全かと、こういっご質問でござませ

たが、先ほど答弁申し上げましたように、現在、信州大学、それから相澤病院との医師との連携に基づきまして、全圏域、私どもの管轄の全圏域をそれによって対応をさせていただいているということで、現状としては、それで万全だと、このように思っております。

また、議員のご指摘のありました豊科赤十字病院については、現在のところ、先ほど申し上げたとおり、ドクターカーの対応をするという考え方は持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（大久保真一） 松澤議員。

○23番（松澤好哲） それでは、要望をさせていただきます。

1つは、タミフルを含むインフルエンザ対策ですが、消防との関係で、この問題は管轄外だというお答えでございましたけれども、確かに消防の防護服等については、セットで用意されているということでございますけれども、消防として、松本広域圏の救急災害医療協議会に入っているわけでありまして、こういう意味は、ここの協力関係をきちっとして、やはり自治体との協力も明確にしながら対応していただきたいと思います。足りる足りないの問題ですね。必要な場合は、これは県との協力を自治体とも共同してしていかなければならない問題だろうというぐあいに思います。

それから、もう一つは、先ほどの安曇野赤十字病院のドクターカーの問題ですが、今、私は十分だとは思っておりません。現場にことしの正月立ち会った状況からいって、これは安曇野市の中の問題です。私はお医者さんではありませんので、十分その点について認識するところではありませんけれども、見ている範囲では、ここにお医者さんがいたらという点は、現場に出くわしたわけでありまして。そういう意味では、十分この調査をしたり、対応策ができるようにしていただきたいと思います。

そして、安曇野赤十字病院とも対応ができれば、北のほうのですね、安曇から北のほうの対応もできてくるだろうというぐあいに思います。そういう意味では、この体制で十分だということについては、いささか発言に問題があるんじゃないか、私は思っております。そういう意味では、十分な調査と今後の対応を求めておきたいというぐあいに思います。

それから、もう一つ要望するわけでありまして、アルプス大橋ですかね、その安曇と松本に橋ができて、大橋ができて、大変交通量が変わってまいりました。そこで、子ども病院付近での事故が交通量と交通の流れの変化によって起きているわけでありまして。そして、今の医療体制の中で、お医者さんは28時間だとか、32時間だとか、36時間、こういう中で、大変貴重なお医者さんが事故に遭うケースがこの周りで出てきています。そういう意

味では、安曇野市や県の対応も必要なわけですが、十分この辺について対策を、広域としても、こども病院の重要さからいって、お願いをしておきたいと思うわけであります。

要望でございますけれども、お答えがあったら、いただければありがたいというぐあいに思います。

以上であります。

○議長（大久保真一） 以上で松澤好哲議員の質問は終結いたします。

次に、21番、吉江健太郎議員。

○21番（吉江健太郎） 松本市行革110番の吉江健太郎です。

松本広域圏の少子高齢化、地球温暖化及び厳しい財政状況に的確に迅速に対処することを求めて発言します。

1、広域観光振興と信州まつもと空港の活性化について質問します。

広域連合が取り組んでいる広域観光をより一層進展させていくためには、観光客の県内唯一の空の玄関となる信州まつもと空港を活性化することが必要だと考えます。信州まつもと空港の利用促進について、どのような見解かお伺いします。

松本広域連合が空港施設において広域観光、物産展などによる地元製品のPRを行うことが広域観光振興になり、ひいては信州まつもと空港の活性化につながると考え、要望しますが、実施についてどのような見解かお尋ねします。

2、松本広域消防局職員128万円横領事件について質問します。

横領した職員の処分についてお聞きします。

地方自治法第2条で、地方自治体が処理する事務は自治事務等に限定されていますが、今回の松本広域消防局職員128万円横領事件が起きた関係団体の事務は、どのような理由で職員が担当していたのか、見解をご答弁ください。

また、職員が担当することについての法的な処理や内部処理はされていたのか、見解をお聞きします。

3、応急手当の実施に伴う法的責任について質問します。善きサマリア人法についてです。

松本広域消防局で配布している応急手当講習テキストの第4章、応急手当の実施に伴う法的責任では、善意で応急手当を行った人が、法的責任を問われるとの不安から、救命措置が進まない現実があります。アメリカでは、善きサマリア人法により、善意で応急手当を行った人は、法的な責任を問われないこととされています。この現実を、医師でもある菅谷連合

長はどのように考えるのか、見解をお尋ねします。

以上で第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（大久保真一） 菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 吉江議員の応急手当の実施に伴う法的責任に関するご質問について、私の考えを述べさせていただきます。

実は、私も一昨年のものでございますが、突然倒れた人に救命処置をした経験がございます。おかげさまで何とか蘇生いたしまして、元気で今おりますが、心臓や呼吸が突然止った人の命を救うためには、救急車が到着するまでの間に応急手当を実施したか否かによって、生存率に大きく影響することが医学的にも立証されております。したがって、心肺蘇生法等の応急手当を直ちに行うことが極めて重要なかぎとなります。

善きサマリア人法については、私も医療従事者でもありましたので、聞き及んでおりましたが、最も大切なことは、勇気を持って一刻も早く応急手当をすることが何より重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（大久保真一） 水上事務局長。

○事務局長（水上 明） 広域観光と信州まつもと空港の活性化に関するご質問にお答えいたします。

まず、昨年2月に県が策定した「観光立県長野」再興計画を具現化するため、本年度、松本地方事務所が中心となり、松本地域観光戦略会議が設立されました。この会議は、関係市町村、観光協会、松本空港管理事務所や当広域連合など38団体が参加しておりまして、それぞれの立場で当圏域の観光振興を図っていかうとするものでございます。

そこで、広域連合が空港施設において物産展などによる地元製品のPRをという議員からのご提案でございますが、当広域連合といたしましては、信州まつもと空港の施設内において、自ら物産展などを開催することは考えておりませんが、ただいま申し上げました松本地域観光戦略会議の設立の趣旨から、松本空港管理事務所等を中心とした実行委員会が主催するスカイフェスティバルなどに関係市町村と連携しながら協力していきたいと考えております。

また、信州まつもと空港地元利用促進協議会が行っている助成金交付事業や、現在の就航先における観光キャラバンといった取り組みも、利用者の増加のためには有効でありますので、当広域連合といたしましては、広報紙「アルプスの風」を活用した信州まつもと空港利

用促進助成金交付制度のPR、県外の物産展等の場で、広域観光とあわせた信州まつもと空港のPRなどを行い、引き続きまつもと空港の活性化への取り組みに積極的に関与し、支援してまいります。

次に、職員の処分についてお答えをいたします。

消防局が事務を取り扱っている団体は、防火管理に関する団体が6団体、危険物の安全管理に関する団体が2団体の計8団体で、会員である事業所の関係者に対する防火安全教育等を通じ、自主的な安全管理体制の整備に寄与することを目的としています。

これらの団体は、防火、防災の普及啓発に関して、予防業務の一翼を担っていただくため、消防側からの働きかけで設立されたものであり、設立の経緯から、団体の事務局を消防で担当しておりまして、松本広域消防局が発足する平成5年以前から、各消防本部で事務を取り扱ってきております。

職員が関係団体の事務を扱うことにつきましては、これまでの経過と予防行政の運営上、必要であると認められることから、地方公務員法及び松本広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例に基づきまして、当該事務を行っている間は職務を免除する手続をとっております。

以上でございます。

○議長（大久保真一） 原消防局長。

○消防局長（原 昭佳） 連合長の答弁に補足をいたしまして、私から応急手当の実施に伴う法的責任について説明をさせていただきます。

平成20年の松本広域管内で救急出場した中で、心肺停止症例は372件ありました。そのうち応急手当が実施された件数は209件で、56.2%と、半数以上がその場に居合わせた人により心肺蘇生等の応急処置がされている状況でございます。

また、住民の応急手当講習への関心も高く、受講者は毎年1万人を超えている状況でもあります。

応急手当の後遺症の過失による法的責任につきましては、民法第698条で「他人の身体に対する緊迫の危害を逃れさせた行為をしたときは、悪意または重大な過失がない限り、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない」とされており、今まで応急手当による賠償責任を問われた事例は、国内ではないと聞いております。

そのため、現状においては、現行法によってほとんどのケースがカバーでき、免責の範囲はかなり広いため、現時点では新たな法制定や法改正まで必要はなく、民法における免責制

度を周知させることに力点を置く必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（大久保真一） 吉江議員。

○21番（吉江健太郎） 21番、吉江健太郎です。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、信州まつもと空港の活性化について、要望のみさせていただきます。

松本広域連合は信州まつもと空港の活性化にもっと力を入れるべきです。具体的には、松本広域連合広域計画に信州まつもと空港の活性化を事務事業として積極的に取り組むよう要望する住民の声が届いていますので、可及的速やかに明記を強く要望します。よろしく願いいたします。

それでは、松本広域消防局職員128万円横領事件についての2回目のお伺いをします。

この不正経理事件の再発防止についてです。以前、松本市でも職員による同様な団体会計からの横領事件があり、松本市では職員が団体事務に従事することを見直し、団体の運営は団体自身で行うことや、やむを得ず職員が会計を担当する場合の処理方針について徹底したと聞きましたが、それが今回の横領事件に生かされていない理由を教えてください。

関連で、ハインリッヒの法則で、1件の重大事故の背景には29件の軽傷事故と300件のヒヤリハットがあります。今回のような不正経理事件を未然に防ぐには、会計事務処理の抜本的な見直しが必要です。現金や通帳などの公金管理の見直しを強く求めます。

同時に、金庫や会計帳簿の管理のあり方も徹底すべきです。公金管理の見直しとハインリッヒの法則について、広域連合の見解を求めます。

また、国会では、与党が予算などを目的外に流用し、裏金をつくることを防ぐために、裏金づくり防止法、いわゆる不正経理防止法の検討がされており、不正経理の再発防止策として、重要な取り組みをしていますが、広域連合の見解をお答えください。

それでは、3点目の応急手当の実施に伴う法的責任について、2回目の質問をします。

善きサマリア人法についてです。日本でも善きサマリア人法と同様な法律を制定することが応急手当の普及になり、救命率の向上につながるので、必要と考えています。松本広域連合としても、国に法律制定の要望を強く求めますが、見解をお聞きします。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

○議長（大久保真一） 水上事務局長。

○事務局長（水上 明） 吉江議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず、職員の処分に関連いたしまして、同様の事件があった松本市の取り組みが生かされなかった理由でございますが、松本市では、事件発覚後、直ちに再発防止策を講じるとともに、団体会計事務の取り扱いについて検討し、平成19年7月に各種団体会計取り扱いの基本的事項と具体的な事務処理方法や留意事項を定めた手引きを作成して、徹底を図っています。

当広域連合も、松本市の事件を受けて、職員の服務規律の遵守、綱紀肅正について徹底いたしました。また、団体会計の取り扱いについて、具体的な対応を行わなかったことから、松本市の教訓が生かされなかったものでございます。

そこで、再発防止についてでございますが、今回の不祥事の発生に伴い講じました再発防止策は、事件発覚後、直ちに関係団体の会計通帳と通帳印の保管管理を分離し、担当者が通帳を、所属長が印鑑を保管管理することとし、支出の際は、必ず所属長が確認の上、支払い伝票に所属長みずから押印することを徹底いたしました。

また、臨時庁議、臨時署長会議を開催し、すべての職員に対し綱紀肅正と服務規律を遵守するよう通達するとともに、団体会計事務の取り扱いについて、取扱方針及び具体的な事務処理方法を定めた取り扱いの基本的事項を徹底いたしました。

1月27日と28日には、消防職員全員を対象といたしました研修会を実施し、広域連合職員としての心構え、職員の身分取り扱いについて再確認し、事件の再発防止へ意識づけを行い、さらに、今後、定期監査及び決算審査の際に、関係団体すべてについて監査担当者による事務監査を行い、内部のチェック体制を強化して、再発防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（大久保真一） 原消防局長。

○消防局長（原 昭佳） 広域連合として、国に法律制定を要望してほしい、こういう要望でございましたが、先ほども申し上げましたとおり、現行法で免責制度も制定されているために、広域連合としては、国に要望する考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（大久保真一） 吉江議員。

○21番（吉江健太郎） 21番、吉江健太郎です。

それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず、松本広域消防局職員の横領事件に関連して、答弁の中で、現金や通帳などの公金管理の見直しについての発言をいただきました。これは、公金の管理を行っていく上で、特に現金や通帳の管理をする上で、やはり今、運用上、金庫の管理や帳簿の管理というものもし

っかり見直していただかなければいけませんので、見直しを要望したいと思いますが、事件があつてから、手金庫やダイヤル式の金庫または会計帳簿類、そういうものについて、どのような改善がなされたのか教えてください。

また、労働災害などで、特にアメリカで有名なハインリッヒの法則ですけれども、このハインリッヒの法則というものも、もっと広域連合では意識をして、事務事業に取り組んでいただきたいと思っております。このハインリッヒの法則についても、どのように受けとめているのか、再度ご答弁をいただきたいと思っております。

また、与党が裏金づくり防止法、いわゆる不正経理防止法を検討しています。松本広域連合でも、不祥事が起きたわけですけれども、国のこういうような大きな流れの中で、どのように受けとめているのかということと、ぜひ今回の横領事件や裏金づくり防止のために、広域連合としても、裏金づくり防止条例、いわゆる不正経理防止条例を制定すべきと強く要望しますが、見解をお尋ねします。

○議長（大久保真一） 水上事務局長。

○事務局長（水上 明） 1点目の金庫、帳簿類の保管についてでございますが、先ほど申し上げました関係団体につきましては、具体的には消防局の予防課で所管をしております、帳簿類、それから通帳等、あるいは金庫につきましても、すべてかぎのかかるロッカーに保管をしております、これは以前からそのように行っておりますので、管理は徹底されているところでございます。

次に、ハインリッヒの法則に対する見解でございますが、議員のおっしゃるとおりでございますけれども、常々消防に関しましては、職員、災害救助を含めて、ヒヤリハット等もないように常に体制を整えているところではございますが、今後も徹底をしてまいりたいというふうに考えます。

それから、不正経理防止法についてでございますが、これにつきましては、国の与党で現在、検討をされていると聞き及んでおりますが、現在、まだ検討の段階ということでございまして、内容等が定かではございませんので、また明らかになったところで検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大久保真一） 以上で……

（「議長、質問を続けさせてください」と呼ぶ者あり）

○議長（大久保真一） 4回目だよ。3回まで。

以上で吉江健太郎議員の質問は終結し、松本広域連合行政一般に対する質問を終結いたします。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（大久保真一） 日程第5、議案第1号から第6号までの以上6件に対する質疑につきましては、発言通告がありませんので、これを終結いたします。

次に、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号から第6号までの以上6件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

委員会審査につきましては、お手元の会期日程等に記載のとおり開催し、審査願うことになっておりますので、ご了承願います。

なお、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

本会議は、委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後 3時05分休憩

午後 5時00分再開

○議長（大久保真一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 委員長審査報告

○議長（大久保真一） 日程第6、議案第1号から第6号までの以上6件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、山田高久議員。

○総務民生委員長（山田高久） 総務民生委員会の報告を申し上げます。

委員会は、本会議休憩中に開催し、付託されました議案5件について、慎重に審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第2号 松本広域連合広域計画の変更については、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成20年度松本広域連合一般会計補正予算（第2号）中、当委員会に付託関係補正予算については、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 平成21年度松本広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）については、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 平成21年度松本広域連合一般会計予算中、当委員会関係予算については、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成21年度松本広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算については、異議なく可決すべきものと決しました。

なお、本件については、審査の中で、次のような質問及び意見が出されました。

職員の共同研修事業については、職員の能力向上などを図るため、関係市町村の要望・意向を反映した研修を実施してほしい旨の要望がありました。

以上、申し上げます、当委員会の報告といたします。何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大久保真一） 次に、消防委員長、関川芳男議員。

○消防委員長（関川芳男） 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、本会議休憩中に開催し、付託されました松本広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例等、3件について慎重に審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第2号 松本広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成20年度松本広域連合一般会計補正予算（第2号）中、当委員会関係予算につきましては、原案のとおり異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 平成21年度松本広域連合一般会計予算中、当委員会関係予算につきましては、現下の経済情勢を踏まえ、人件費削減にさらに努めるべきものとの立場から、一部反対意見がありましたが、起立採決の結果、可決すべきものと決しました。

なお、常備消防力調査業務委託については、消防広域化にかかわる業務が重複するのではないかという質疑がありましたが、広域化との関連にも配慮した取り組みをする旨の見解が示されました。

あわせて、適正な契約についての要望がありました。

また、公金の管理方法についても、さらなる厳正化への取り組みが要望されております。

以上で当委員会の報告といたします。何とぞご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（大久保真一） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大久保真一） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し意見のある方の発言を求めます。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大久保真一） ないようでありますので、これより採決いたします。

最初に、議案第5号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大久保真一） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号から第4号まで及び第6号の以上5件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大久保真一） ご異議なしと認めます。

よって、以上の案件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大久保真一） 以上をもって今期定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成21年松本広域連合議会2月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 5時10分閉会